

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)
(以下「細則」という。)に基づき下記のとおり公示します。

2024年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:フィリピン国下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：24a00328

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年7月10日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:フィリピン国下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2024年9月 ~ 2027年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後 25ヶ月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後 37ヶ月以降):契約金額の4%を限度とする。

(6)部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1)2024 年度末(2025 年 2 月頃)
- 2)2025 年度末(2026 年 2 月頃)
- 3)2026 年度末(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 環境管理・気候変動対策第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 7月 16日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 7月 17日 12時
3	質問への回答	2024年 7月 22日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 8月 2日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 8月 20日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024 年 4 月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/cjiPVWYQeb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受

領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1)プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2)見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
- ② 件名:(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例:20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

3)別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

1)プロポーザル・見積書

2)別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1)評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2)価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICA が主な活動レベルまでを提示する場合】

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な調査項目に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	分散型・集合型汚水管理事業双方の実現可能な M/P 策定に向けた作業手順及び基本方針	第3条 2.<留意事項>(1)、第4条 2.(2)、第4条 2.(4)
2	優先プロジェクトに対する実現可能な資金調達方法の検討に向けた作業手順及び基本方針	第3条 2.<留意事項>(2)、第4条 2.(5)
3	運営維持管理の実施組織の体制構築(関係機関間の連携を含む)や事業運営を具体化する上でのソフトコンポーネント(維持管理体制、規則	第3条 2.<留意事項>(3)

	や基準改定等)の整備の進め方に向けた作業手順及び基本方針	
4	優先プロジェクトの Pre-F/S の実施に係る作業手順及び基本方針	第 4 条 2.(7)
5	M/P 承認までの計画策定に係る作業手順及び基本方針	第 3 条 2.<留意事項>(4)、第 4 条.(9)
6	本邦研修の概要(目的、内容、期間、回数、対象人数及び対象機関など)	第 4 条 2.(15)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機

関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期:2021年1月

・RD署名:2024年4月11日

- 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

<実施方針>

本プロジェクトは、メトロセブにおける衛生環境及び水環境の改善に寄与する包括的M/Pを策定し、長期的な視点から包括的汚水管理に係る、施設整備計画、組織体制計画、維持管理計画、資金調達計画、財務計画を明らかにするものである。包括的M/Pの対象地域はメトロセブ水道区(Metropolitan Cebu Water District。以下、「MCWD」という)が事業を実施している区域に含まれる8地方自治体(Talisay, Cebu, Mandaue, Consolacion, Liloan, Compostela, Lapu-Lapu及びCordova)とし、計画目標年次は包括的M/Pの上位計画に位置付けられる「メガセブ・ビジョン2050」²(以下、「ロードマップ」という)と整合をとり、2030年を中期目標、2050年を長期目標とする。

包括的M/Pは分散型・集合型汚水管理(分散型にはオンサイト・集合住宅・商業施設等の汚水処理を含む。また、分散型・集合型双方の汚泥処理・処分を含む。)を対象分野とする。本プロジェクトは各処理方法を区別して現状を整理し、課題を明らかにしたうえで、包括的な汚水管理を明らかにする。包括的M/Pの検討にあたっては下記の<留意事項>に示す通り、実現可能な計画の策定、運転維持管理の実施組織の体制構築、汚水管理事業の実効性の担保に留意することで、包括的M/Pの早期事業化と事業実施による効果の早期発現を目指す。

本プロジェクトでは、包括的M/Pに基づく事業の開始から3年間までに実施すべきプロジェクトを示した年次計画(以下「3年間年次計画」という。)も策定する。3年間年次計画に記載した汚水処理施設整備に係るプロジェクトのうち、Pre-F/S対象地域である4つの地方自治体(Cebu, Mandaue, Lapu-Lapu及びCordova)におけるプロジェクトについて

² 「フィリピン国メトロセブ持続的な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」(2015年6月、JICA)にて策定された、2050年までのメトロセブの包括的な開発戦略・政策・開発目標を示す「メガセブ・ビジョン2050」実現のためのアクションプラン

優先順位付けを行い、優先順位の高いプロジェクトを選定し、資金調達手法の検討、資金調達の手続き及び組織体制の提案等を行う。加えて、優先順位の高いプロジェクトのPre-F/Sを実施し、資金調達に係る申請資料の作成支援を行う。

なお、本プロジェクトでは、国家下水道・腐敗槽汚泥管理計画（National Sewerage and Septage Management Program。以下、「NSSMP」という）等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等を、優先順位の高いプロジェクトの有力な資金調達手法として精査することを考えており、これらを主とした調査及び検討項目としている。

上記の検討結果に基づき、プロジェクト終了後から3年間を上限として、包括的M/Pの承認及び包括的M/Pに基づく事業を開始するために必要な手続き及び期限を整理した計画を策定し、事業実施を促進する。

また、フィリピン国において下水道整備が進んでいない現状に対して、本プロジェクトで得られた知見及び教訓をまとめた「下水道整備事業の手引き(仮)」(以下「手引き」という)を作成し、他の水道事業体や地方自治体（Local Government Units。以下、「LGUs」という)による活用を検討する。

加えて、包括的M/Pの策定、優先プロジェクトのPre-F/Sの実施を通じたOJT、本邦研修及びセミナーの実施によりMCWDの污水管理に係る計画策定能力の強化を図る。

<留意事項>

(1) 実現可能なM/P策定に向けた工夫

本プロジェクトでは実施機関の資金調達能力を踏まえた現実的な計画、かつ分散型・集合型污水管理の段階的な包括的污水管理計画を策定することを基本方針とする。包括的M/Pの策定では、財務分析によりMCWDの事業運営の実態について把握し、NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等を含めた運営体制及び料金制度の検討を通じて、実施機関の資金調達能力を踏まえた財務計画を策定すること。また、優先プロジェクトのPre-F/Sでの財務分析を通じて実現可能な計画を策定し、財務分析では実現が難しいあるいは効果が不明確な仮定を用いた方法で算定しないように留意する。

フィリピン国では、事業実施上の重要な条件である人材・組織、法制度、財政措置の整備が不足している状況である。また、メトロセブにおける污水管理事業を所管するLGUs及びMCWDも污水管理の観点では、組織・制度面、財務面に課題があることから、本プロジェクトでは事業化を困難とするような過大な施設計画、高額な建設費・維持管理費を含む計画にならないように配慮し、事業の実施可能性を高めるための工夫、例えば、対象区域を限定する、当面必要な管きょ口径とする、段階的な整備計画とする、維持管理が容易な污水管理方法を選定する、適切な維持管理体制を提案する等の検討を行い、必要な現地調査を行う。

(2) 優先順位の高いプロジェクトの資金調達手法の検討

本プロジェクトにおいて優先順位の高いプロジェクトの資金調達手法として可能性のあるNSSMP補助金制度は、フィリピン公共事業道路省（Department of Public Works

and Highways。以下、「DPWH」という)が所管する衛生プロジェクトに対する国の補助金支出による財政支援スキームである。現状、LGUsのみがNSSMPを申請できる立場にあり、申請の段階で事業実施者となるMCWD及びLGUsは自己資金分について必要な財源を確保する必要がある。また、同制度では、LGUsは地方持続可能衛生計画(Local Sustainable Sanitation Plan。以下「LSSP」という)を策定し、必要な条例を制定すること、LGUsと水道区(Water District。以下、「WD」という)が共同して事業に取り組むことの覚書(Memorandum of Understanding。以下「MoU」という)を結ぶことが求められている。LGUsが制定する条例には、衛生プロジェクトを促進するための義務と権利能力が規定される。したがって、MCWDがNSSMP補助金制度を活用する場合は、LGUsによるLSSPの策定、条例の制定または改定、MoUの締結、自己資金分の財源の確保、NSSMPの申請が必要であり、MCWDはこれらに関してLGUsやDPWHと調整を行う必要がある。

本プロジェクトでは、優先順位の高いプロジェクトの資金調達手法としてNSSMP補助金制度の活用も可能性として検討することを考えているが、一方で、2012年の同制度開始以降の自治体から申請数は4件しかなく、承諾されたものは1件のみである。また、金額規模も40millionから80millionペソ(1億～2億円)程度であり、承認実績のある金額規模が比較的小さい。DPWHへのヒアリングによると、充当される予算は、申請されるプロジェクトを基に適宜決められるため十分でないことがあり、特に上限額は設けていないとしている。資金調達方法においては、NSSMPの利用可能性とともに、＜実施方針＞にて記載の通り、他の資金調達方法についても併せて検討をする。

なお、現在実施中のJICA開発調査型技術協力「フィリピン国ダバオ市包括的汚水管理マスタープラン策定プロジェクト」(以下、「ダバオM/Pプロジェクト」という)(2024年4月～)にてNSSMP補助金制度の運用方法が記載された「NSSMP Program Operations Manual」(以下、「マニュアル」という。)の改訂を行っている。NSSMPの利用可能性検討にあたっては、ダバオM/Pプロジェクトと密に情報交換・共有を行い、マニュアル改定の動きについて注視すること。その上で、LGUsが実施すべき事項を整理し、必要な確認及び助言をDPWHに依頼すること。また、同様に、NSSMP補助金制度の申請条件であるLGUsにおけるLSSP及び汚水管理に係る条例の制定状況に係る情報の収集・整理についても事業開始の初期段階で実施し、必要な対策を検討すること。

(3) 運転維持管理の実施組織の体制構築や事業運営を具体化するうえでのソフトコンポーネント整備に向けた工夫

汚水処理施設の運転維持管理については、MCWDが実施する必要があるものの既存施設がないMCWDには実施のノウハウがない。そのため、MCWDは技術者・作業員を備上して直営方式で実施するか、民間委託制度を導入するか等の検討も必要になる。

また、施設整備以外にも現行運営維持制度の不備に対し運営を具体化するために必要なソフトコンポーネント(維持管理体制、規則や基準改定等)の整備の進め方についての検討が必要となる(特に分散型では、個人資産である住宅衛生設備への投資を促す必要が生じる可能性がある)。

なお、MCWDはJICA自治体連携無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥処理計画」に

において腐敗槽汚泥処理施設の運転維持管理を開始している。MCWDは上記の事業を通じて腐敗槽汚泥管理に係る実施体制を構築し、腐敗槽汚泥処理施設の運転維持管理に係るノウハウを蓄積していくものと考えられる。包括的M/Pでは、将来的な下水道施設の運転維持管理に必要な実施組織の体制構築に向けて、上記の無償資金協力で構築される実施体制の活用を検討すること。

(4) 汚水管理事業の実効性を担保するための工夫

包括的M/Pの実効性を担保するためには、MCWDはメトロセブ開発調整委員会（Metro Cebu Development and Coordination Board。以下、「MCDCB」という）の協力のもと包括的M/Pに対する承認を国家経済開発庁（National Economic and Development Authority。以下「NEDA」という）理事会から得ることが必要であることが想定される。NEDA理事会の承認を得るまでに必要な手続きとしては、まず、Steering Committee（以下「SC」という）において、包括的M/Pに基づく事業をLGUsにおける開発計画に反映すること、及び包括的M/Pに基づく事業を実施するために必要な条例・規則を制定又は改定することに関してLGUsの承認を得る必要があり、後に、包括的M/PはNEDA地域開発評議会の承認を得たのち、NEDA理事会の承認を得ることとなることが想定される。

本プロジェクトでは、包括的M/P策定の段階から、LGUs、セブ州政府、フィリピン政府中央省庁及びそのリージョンオフィスと情報共有を行うこと。また、「メガセブ・ビジョン2050」³の承認手続きを行った経験を持つMCDCBに協力及び助言を求めること。

(5) 汚水処理施設の建設用地確保について

フィリピン政府によって2004年に水環境改善を目的として制定された水質浄化法（Clean Water Act）では汚水処理施設の建設用地の確保はLGUsの責務であると規定されている。詳細計画策定調査におけるLGUsへの聞き取り調査では汚水処理施設の建設用地の候補地は確認されなかった。本プロジェクトでは、包括的M/P策定の初期段階から、LGUsの開発計画部門及び天然資源環境部門の職員を交えて建設用地の候補地選定に向けた検討を進めること。また、MCWD及びLGUsが周辺住民や関係機関の意見を十分に踏まえたうえで、周辺住民や関係機関と協議をするように支援する。

なお、LGUsの開発計画部門及び天然資源開発部門の職員は、本プロジェクトの実施体制では、Technical Working Groupのメンバーとして参加することを想定している。（第3条2(6)を参照）

(6) プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、プロジェクトの最終意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という）及び、技術的な検討や事業の進捗管理を

³ 「フィリピン国メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査」（2013年3月、JICA）にて策定された、2050年までのメトロセブの包括的な開発戦略・政策・開発目標を示すもの。

行うTechnical Committee(以下「TC」という)設置する。JCCはフィリピン国の関係機関で構成されるSCと本邦関係機関で構成される。SCの共同議長はMCWDのGeneral Manager及びセブ州知事とし、SCの委員は包括的M/P対象地域のLGUsの首長及びフィリピン政府関連省庁の地方事務所長とする。SCの事務局はMCWDが担う。また、TCは、各関連機関の担当レベルの職員等を委員とするTechnical Working Group 及びJICA専門家チームで構成され、Project DirectorをMCWDのActing General Manager、Co-Project ManagerをMCWDの Acting Division Manager of Corporate Planning Department及びJICA専門家チームのリーダーとする。第1回JCCはプロジェクトのキックオフ会合を兼ねて2024年10月～11月の開催とすること。

(7) 関係機関との情報共有・連携の確保

複数の関係機関がJCCメンバーとして関与するため、適時、適切な情報共有や連携が必要である。関係機関とのコミュニケーションを十分に確保すること。

1) LGUs

資金調達として、NSSMP補助金制度を活用する場合は、LGUsによるLSSPの策定、条例の制定または改定、及びLGUsとMCWDのMoUの締結が必要となり、申請はLGUsが行うこととなっている。また、汚水管理事業では、下水処理場などの用地確保や土地所有者との調整、腐敗槽汚泥の収集・運搬事業者及び処理・処分事業者との調整、下水道への各戸接続や腐敗槽汚泥の定期抜き取りに関する意識向上や協力依頼などの住民との調整が必要であり、これらの調整にはLGUsの協力が不可欠であると考えられる。

上記を踏まえて、実施体制では、SCにLGUsの首長、TCにLGUsの担当職員を加えており、LGUsの実務レベルから意思決定レベルの職員まで、本プロジェクトの情報共有及び意見交換を行うこととしている。

本プロジェクト開始後、受注者は、8つのLGUsに対して役割・負担事項について説明したうえで、LGUsが本プロジェクトに参画する旨を確認することとすると共に、MCWD及びLGUsとの関係性を強化し、情報共有及び意見交換を促す支援を行うこと。また、LGUsがLSSPを策定、条例を制定または改定、及び関係者と調整を行うための情報を必要に応じて提供すること。

2) DPWH

DPWH-VIIはDPWHのリージョナルオフィスで、メトロセブにおける下水道事業及び雨水排水事業を監督するほか、NSSMP補助制度の承認機関の窓口である。NSSMP補助金制度の活用を検討に必要な情報収集、申請に必要な事項の確認は、DPWH-VIIを窓口として行うこと。また、DPWH-VIIは雨水排水事業を所管しているため、優先プロジェクトのPre-F/Sの実施段階では、管きよの占有位置や管きよ敷設工事の実施時期などの調整を行うこと。

本プロジェクトで得られた知見及び教訓の水平展開にあたっては、DPWH-VII及びDPWHと他都市等水平展開の方法について調整、協議を行うこと。

3) セブ州政府

本プロジェクトで策定する包括的M/Pはメトロセブにおける污水管理分野における開発計画に位置付けられ、本プロジェクト及び包括的M/Pに基づく事業の実施にあたっては複数のLGUsの協力と連携が必要であることから、当該地域の長であるセブ州知事の参画は必要である。そのため、SCの共同議長にセブ州知事を想定しているが、事業開始後は、セブ州政府の意向を確認し、仮に共同議長としての参画が難しい場合であってもJCCのオブザーバーとして参加を仰ぐなど、セブ州知事と関係性を構築し、情報共有及び意見交換を継続的に実施すること。

4) MCDCB

MCDCBは、フィリピン政府中央省庁の各地方事務所、セブ州政府、LGUs、民間セクター、市民団体等で構成され、メトロセブでの開発事業の進捗管理や関係機関の調整などを担っている。MCDCBは「持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」(2013年11月～2015年8月)のC/Pであり、ロードマップの承認手続きを担った経験がある。

本プロジェクトで策定する包括的M/Pは事業の実効性を確保するためにNEDAの承認を得ることを想定していることから、本プロジェクトにおいても関係機関の調整に必要な観点などについてMCDCBに相談、助言を得ること。また、MCDCBは「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」(2017年7月～2018年11月)のC/P機関であることから、都市交通システム開発マスタープランの承認に関する手続き及び期間、進捗状況をMCDCBに確認すること。

なお、詳細計画策定調査ではセブ州政府との調整をMCDCBに依頼していたものの進展が思わしくなかったため、必要な助言等を適宜得つつもMCDCBに關係機関との調整機能を依存しすぎないように配慮し、LGUs、DPWH、セブ州政府等の關係機関とMCWDとの關係性の構築及び強化を支援すること。

5) 横浜市

横浜市は、2012年3月にメトロセブの最大都市であるCebuと「フィリピン共和国セブ市と日本国横浜市との持続可能な都市の発展に向けた技術協力に関する覚書」を締結、包括的M/Pの上位計画である「メガセブ・ビジョン2050」の策定に協力、翌年からJICA、MCDCBと協力してロードマップの策定を行った。2015年3月には同覚書をCebuからメトロセブに対象を拡大し、「メガセブ・ビジョン2050」の実現に向けた技術協力を行うことを合意した。また、ロードマップに基づく、JICA自治体連携無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥管理計画」(2023年2月G/A締結)では「地方自治体と連携した無償資金協力」を活用して横浜市が事業提案を行い、アドバイザーとして事業に参画する。

このように、横浜市はメトロセブでの人的ネットワーク及び都市開発、污水管理の分野での知見を有すること、下水道施設等の運転・維持管理のノウハウを有することから、本プロジェクトでは、JICAを通じて横浜市への情報提供及び意見交換

を行い、助言を得ることを想定している。そのため、横浜市とも綿密に情報交換するとともに、適切なタイミングで同市からの調査団(年4回程度想定)のアレンジ等を行い、現地での受入支援を行うこと。また、本プロジェクトで作成する報告書の同市によるレビューも想定している。

6) JICA自治体連携無償資金協力

JICA自治体連携無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥管理計画」では、MCWDが事業を実施している6つのLGUsを対象として、腐敗槽汚泥処理施設の建設及び腐敗槽汚泥収集車両の導入並びにメトロセブ水道区の腐敗槽汚泥管理に係る運営体制の構築を支援する。

本プロジェクトでは、腐敗槽汚泥処理施設及び腐敗槽汚泥収集車両は包括的M/P策定における施設整備計画等の前提条件として考慮する必要があることから、当該無償資金協力事業のプロジェクトチームに進捗確認を行うこと。

(8) 現地調査及びローカルリソースの活用

現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。特に、活動上、渡航の必要性が生じた場合、JICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)の遵守を徹底し、JICAが規定する手続きを行うとともに、安全情報を十分入手し、無理のない計画を立てて実施すること。

また、関係機関との関係性の構築にあたっては、オンライン会議に加えて、現地コンサル、MCWDを活用してコミュニケーションの確保、効率的な情報収集ができる体制を検討すること。

なお、関係機関との調整業務については、現地再委託を可能とする。

(9) 環境社会配慮

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。調査にあたっては、保護区、KBA/IBA、AD(Ancstral Domain: 先祖伝来領域)等についても調べる事。

2. マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

3. 主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) 政策、計画等の目的・目標の検討
- 2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- (ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- (イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
- (ウ) 関係機関の概要
- 3) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- 4) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- 5) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 6) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPP レベル)
- 9) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
- 12) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)

(10) 貧困層への配慮

本プロジェクトでは污水管理に係る料金制度を検討することから、貧困世帯が安全な衛生施設へのアクセスから排除される等の負の影響がでないよう、社会経済状況及び支払い意思額(どの程度の料金までなら支払ってよいか)の調査を実施する。また、クロス・サブシディの導入等、財務的な持続可能性と貧困層への配慮の両立に向けた適切な対策を検討すること。

(11) 気候変動対策

本プロジェクトは気候変動対策(緩和及び適応策)に資する。電力消費を含む下水汚泥処理施設から発生する温室効果ガス排出削減の取り組み、並びに下水道施設等の持続的運営及び安全性向上のため気候変動の影響により悪化が予想される下水道施設等からの悪臭や下水道施設等の浸水被害に対する取り組みの必要性を検討すること。また、適切な污水管理による、メタン排出用の削減等についても考慮すること。

(12) ジェンダー主流化

本プロジェクトで策定する包括的M/Pにおいては、衛生意識の向上、污水管理の理解促進に係る住民啓発の実施に係る計画を検討する予定である。このため、住民に対するヒアリング調査、情報公開、啓発活動、住民との合意形成などの実施に関して、ジェンダーの視点に立った取り組みを、包括的M/Pに反映する。

(13) 実施機関のオーナーシップの醸成

本プロジェクトの日常的な業務の実施に当たっては、日本側のみで業務を実施するのではなく、MCWDと密接に共同して活動を進めていくことが重要であるため、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けること。

(14) キャパシティ・ディベロップメントの重視

受注者は、本プロジェクトを通じて汚水管理分野におけるMCWDのキャパシティ・ディベロップメント(以下「CD」という)の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”(問題対処能力)の発展プロセス」と定義される。すなわち、キャパシティの包括性の視点(個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点)と、MCWDの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まずMCWDの能力の適切な把握(キャパシティ・アセスメント)を行い、その能力や周囲の条件に応じて、受注者とMCWDが十分な情報共有、意見交換、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫すること。

詳細については、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック: JICA事業の有効性と持続性を高めるために」、「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)からダウンロード可能)を参照すること。

(15) 広報活動

業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をフィリピン及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要がある。受注者は、JICA技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこと。

受注者は、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。関連する学会やシンポジウム等の機会プロジェクトの成果を積極的に発表する。発表内容については事前にJICAと十分協議すること。

(16) 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を厳守すること。また、受注者である専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

(17) JICA課題別事業戦略の中での位置づけと必要なデータの取得

本プロジェクトは、JICAの環境管理分野における課題別事業戦略(JICAグローバルアジェンダ:JGA)である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ:JCCI」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に貢献するものである。

現在策定作業中の JCCI クラスター戦略では、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標を設定する予定であり、汚水管理や水質汚濁に関係したデータを入手し、指標を確認して進捗をモニタリングする方針を掲げることを検討中である。受注者は、本プロジェクトの成果や目標達成状況をモニタリング・評価するための調査を実施する際には、発注者と協議の上、適切な指標を設定し、データ取得を行う。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 事前準備作業及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

詳細計画策定調査はコロナ禍により渡航ができず遠隔で調査を行ったことから、現地での汚水管理の状況の把握に制約があった。このため、情報が不足していることが予想されることから、調査開始の段階で必要な資料・情報、データを十分に精査する。また、必要に応じて調査項目、実施体制の見直しを検討し、R/Dの変更が必要であることが予想される場合は速やかにMCWD及びJICAに連絡・相談すること。

2) インセプションレポート(案)の作成

(1)1)の結果に基づき、調査の基本方針、実施体制、作業計画(方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む)を検討し、それらをインセプションレポート(案)として取りまとめ、JICAと協議し、了解を得る。

3) インセプションレポート(案)の説明・協議及びレポートの提出

インセプションレポート(案)を実施機関に説明・協議し、了解を得る。インセプションレポートを最終化し、MCWD及びJICAに提出する。

4) 先方負担事項の確認

協議議事録(Minutes of Meeting。以下「M/M」という)で合意しているMCWDの負担事項について再確認する。プロジェクトの実施に係る地形図や法令・基準などのデータ取得の際の便宜供与については再確認を行い、円滑に情報収集が行えるようにする。

(2) 基礎情報の収集・整理及び調査・分析

1) 汚水管理に係る基礎情報の収集・整理

以下の項目を含む基礎情報を収集・整理し、汚水管理の現状を整理する。

なお、本項目は現地再委託を可能とする。また、以下の項目以外に整理すべき基礎情報があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ メトロセブにおける自然条件及び社会経済条件
- ・ メトロセブにおける関連計画
ロードマップ、腐敗槽汚泥処理施設整備計画、雨水排水マスタープラン、LSSP、廃棄物処分計画、土地利用計画、観光振興及び環境保全に係る計画
- ・ メトロセブにおける地下水、河川及び海域の水質、汚濁負荷源
- ・ 汚水管理に係る関連法制度・規則、国家計画・戦略
包括的M/P対象地域のLGUsにおける汚水管理に係る条例の制定状況を含む。
- ・ 汚水管理に係る組織及び組織体制
MCWD、包括的M/P対象地域のLGUs
- ・ 汚水管理に係る既存施設
排水路、腐敗槽汚泥処理施設、最終処分場
- ・ 分散型汚水処理及び腐敗槽汚泥管理の現状と動向
小規模下水道施設、浄化槽、腐敗槽の設置及び腐敗槽汚泥の引き抜き・収集・運搬・処理に係る状況
- ・ 処理水の再利用、汚泥の有効利用の現状と動向
下水エネルギーの利活用、下水汚泥及び腐敗槽汚泥の有効利用並びに処理水の再利用を含む。
- ・ 汚水管理及び環境保全に係る市民意識向上に向けた取組み
- ・ 汚水管理及び環境保全に係る市民意識、支払い意思額
- ・ 実施機関の経済・財務分析
- ・ 上下水道セクターにおける資金調達手法
NSSMP補助金制度、PPP等の民間資金導入、政策金融プログラム、国際機関からの借入
- ・ 汚水管理に係る他の開発機関による支援状況
- ・ 包括的 M/P の承認に係る手続き及び期間
MCDCB 及び NEDA への聞き取り調査

2) 現地調査の実施

包括的M/P対象地域において以下の現地調査を実施し現状を整理する。

なお、本項目は現地再委託を可能とする。また、各現地調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に実施すべき現地調査があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ 水質調査、河川流量調査
包括的M/P対象地域における地下水、排水路、河川及び海域の水質調査を行う。排水路及び河川の水質及び流量調査を行い、汚濁負荷量を算出する。
- ・ 住民意識調査／社会調査

汚水管理並びに環境保全に係る市民意識、支払い意思額の調査を実施する。

・ 測量調査

必要に応じて包括的M/Pの検討に必要な標高点測量調査を実施する。

3) 汚水管理に係る課題の整理

(2) 1)～2)の調査結果に基づき、包括的M/P対象地域における汚水管理の問題点及び課題を整理する。

4) 環境社会配慮に係る法制度の把握

フィリピンにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握する。

(3) プロGRESSレポートの作成・説明・協議

(2)の結果についてプロGRESSレポートとしてとりまとめ、MCWDに説明・協議し、了解を得る。

(4) 包括的M/Pの策定

1) 包括的M/Pの策定

包括的M/Pの対象地域は包括的M/P対象地域、計画目標年次は2050年を長期目標、2030年を中期目標とする。包括的M/Pは以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ 基本方針、目標、対象区域及び計画基本諸元(人口及び汚水発生量による需要予測)の設定
- ・ 汚水の収集及び処理方法の検討(集中型及び分散型汚水処理の適用範囲)
- ・ 汚水処理施設整備による公共用水域の水質改善効果の予測評価、モニタリング調査計画の策定
- ・ 代替案を含む包括的 M/P の比較検討
- ・ 概算事業費の算定
- ・ 戸別接続促進、下水道接続の基準及び手続きの検討
- ・ 工場・事業場排水の処理及び下水道接続基準・手続きの検討
- ・ 集中型汚水処理区域における段階的整備方法の検討
- ・ 腐敗槽汚泥管理の改善、分散型汚水処理施設の設置及び維持管理の検討
- ・ 汚水管理に係る料金制度の検討
- ・ 組織制度整備計画、人材育成計画、運転維持管理計画、資産管理計画の策定
- ・ 汚水処理施設整備及び運転維持管理に係る財務計画の策定
- ・ 計画の実施に係る条例、手続き、LGUsを含む実施体制の検討

- ・ 3年間年次計画の策定
3年間年次計画は包括的M/Pに基づく事業の開始から3年間で実施すべきプロジェクトの内容(実施機関、期間、概算事業費等)を整理したものである。本実施計画は施設整備に係るハード面及び組織体制等の整備に係るソフト面のプロジェクトを含む。
- ・ 包括的 M/P の見直し及び実施計画の更新に係る手続きの検討
- ・ 環境社会配慮の検討
戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討。具体的な内容は、第 3 条(9)を参照すること。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。
- ・ 住民啓発の検討

2)優先プロジェクトの選定

(4)1)の実施計画に記載した汚水処理施設整備に係るプロジェクトのうち、Pre-F/S対象地域におけるプロジェクトについて優先順位付けを行い、優先プロジェクトを選定する。

優先プロジェクトを選定するための評価項目及び選定基準はMCWDと十分に協議のうえ決定する。

(5)優先プロジェクトの資金調達手法の検討

選定された優先プロジェクトに対して資金調達手法を検討する。資金調達手法の検討は以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ フィリピン国補助金制度(NSSMP 補助金制度)、PPP 等の民間資金導入、国際機関からの借入の検討
NSSMP 補助金制度の活用及び補助金事業の自己資金分の資金調達手法を検討する。
- ・ 資金調達に係る関係機関の役割分担の検討
- ・ 優先プロジェクトの資金調達手法の提案
NSSMP 補助金制度の活用及び補助金事業の自己資金分の資金調達手法、並びに関係機関の役割分担を提案する。
- ・ 優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料の作成に必要な事項の整理

(6)インテリムレポートの作成・説明・協議

(4)の包括的M/P、実施計画、優先プロジェクトの選定基準及び選定結果、並びに(5)の資金調達手法の提案、申請資料の作成に必要な事項の整理結果についてインテリムレポートとしてとりまとめ、MCWDに説明・協議し、基本的了解を得る。

(7) 優先プロジェクトのPre-F/Sの実施

選定された優先プロジェクトのPre-F/Sを実施する。Pre-F/Sは以下の項目を含むものとする。また、(5)で整理した優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料の作成に必要な事項に準拠すること。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ 追加情報の収集・整理
測量調査、土質調査を含む。
- ・ 概略設計の実施
- ・ 施工計画・調達計画の策定
- ・ 維持管理計画の提案
- ・ 事業費の算定
- ・ 経済・財務分析
- ・ 実施スケジュールの作成
- ・ 環境社会配慮の検討
優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング結果(重要と思われる環境社会影響項目の範囲及び予測・評価方法案)の作成、緩和策及びモニタリング計画の検討を含む。具体的な内容は、第3条 2.(9)を参照すること。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。
- ・ 関係機関による協議の実施支援
関係機関との協議内容を検討し、MCWD と共同で関係機関との協議を行う。

(8) 優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料の作成支援

(7)の優先プロジェクトのPre-F/Sの実施結果に基づき、MCWD及びPre-F/S対象地域のLGUsに対して、優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料案を作成する。優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料案は、NSSMP補助金制度の申請資料「NSSMP Application Form」及び補助金事業の自己資金分の資金調達に係る申請資料とする。

(9) M/P承認までのプロジェクト終了後計画の策定

プロジェクト終了後から3年間を上限として、M/Pに基づく事業の実施促進に向けた対策として、以下の計画を作成する。同計画には以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ 包括的 M/P の承認に必要な手続き、並びに MCWD、LGUs 及び関係機関の

役割分担、各手続きに係る計画

NEDA 及び MCDCB の助言のもと、MCWD、LGUs 及び関係機関が実施すべき事項及び期限の整理

- ・ 優先プロジェクトの資金調達に必要な手続き、並びに MCWD、LGUs 及び関係機関の役割分担、各手続きに係る計画
(5)の検討結果に基づき、DPWH の助言のもと、MCWD、LGUs 及び関係機関が実施すべき事項及び期限を整理する。優先プロジェクトの資金調達に必要な手続きには、NSSMP 補助金制度の申請、補助事業の自己資金分の資金調達に係る手続きを含む。
- ・ 包括的 M/P に基づく事業の開始までに整備すべき組織体制、財務体制の整備計画
- ・ 計画のモニタリング、見直し及び更新に係る手続き、並びに実施体制

(10)ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、MCWDに説明・協議し、了解を得る。

(11)ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するMCWD及びJICAのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、MCWD及びJICAに提出する。

(12)本プロジェクトの知見に基づく「下水道整備事業の手引き(仮)」の作成及び共有

MPWDと協議のもと、本プロジェクトで得られた下水道整備に関する知見及び教訓をまとめた手引きを作成する。また、DPWTの支援のもと、他の水道事業体やLGUsによる当該手引きの活用を検討する。

(13)セミナー

フィリピン側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用されることを目的としてセミナーを開催する。プレゼンテーションは可能な限りMCWD等に行ってもらうことが望ましい。開催は2回(インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階)、対象者はMCWD、関係機関、ドナー等の約100名を想定している。

(14)広報資料の作成

広報資料として広報用動画を作成する。資料の内容については、MCWDと十分に協議すること。同広報資料を用いて現地メディアやJICAホームページを活用した広報活動についても積極的に行う。

広報用動画は、本プロジェクトの成果の概要及びアピールポイントをわかりやすく示すこと。内容・構成は、メトロセブの観光資源である海域の水環境改善及び衛生環境の改善への貢献を中心として、包括的M/Pの特徴を効果的に強調し、行政関係者、住民など

多様な関係者にとって包括的M/Pの有効性が理解しやすい資料とする。

包括的M/Pに基づく事業実施による改善効果については、数値だけでなく、住民の生活や観光資源の価値がどのように改善するのかといった視点から示すようにする。

なお、広報資料の作成については、現地再委託を可能とする。

(15)本邦研修

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)。

想定規模は以下のとおりだが、具体的な研修内容をプロポーザルにて提案すること。

なお、最終的な研修内容はMCWDと協議しつつ検討し、JICAの了解を得た上で最終化する。

目的・研修内容	下水道行政・事業運営並びにオンサイト及びオフサイト施設整備の推進
実施回数	合計2回
対象者	MCWDの職員等
参加者数	約10名/回
研修日数	約2週間(移動日を含む)/回

(16)その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- データ格納媒体:CD-ROM(CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
- 位置情報の含まれるデータ形式:KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。(Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
 - 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート(以下「C/P」という。)の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、MCWD を対象とし、能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。第3条(14)も参照。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では第3条(9)とおりの対応を行う。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。
詳細は第3条(12)を参照。

第5条 報告書等

1. 調査報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、下記の5)とする。

各報告書のMCWD及び関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから

修正の指示があった場合は、MCWD側関係機関への説明・協議前に対応すること。

1) インセプションレポート

主な記載事項: 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期: 調査開始後1ヶ月以内

部 数: 英文14部(簡易製本)、和文3部(簡易製本)、CD-R 3部

2) プログレスレポート

主な記載事項: 基礎情報収集・整理及び課題の整理結果

提出時期: 調査開始6ヶ月後を目処

部 数: 英文14部(簡易製本)、和文3部(簡易製本)、CD-R 3部

3) インテリムレポート

主な記載事項: 包括的M/P、実施計画、優先プロジェクトの選定基準及び選定結果、資金調達手法の提案

提出時期: 調査開始18ヶ月後を目処

部 数: 英文14部(簡易製本)、和文3部(簡易製本)、CD-R 3部

4) ドラフト・ファイナルレポート

主な記載事項: 優先プロジェクトのPre-F/S結果、資金調達に係る申請資料案、プロジェクト終了後計画、「下水道整備事業の手引き(仮)」、広報用動画を含むすべての調査結果全体

提出時期: 調査開始35ヶ月後を目処

部 数: 英文14部(簡易製本)、和文3部(簡易製本)、CD-R 3部

5) ファイナルレポート

主な記載事項: ドラフト・ファイナルレポートに同じ

提出時期: ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン及びJICA側コメントがそろった時点から1ヶ月以内(履行期限日までに必ず提出)

部 数: 英文16部(製本)、和文5部(製本)、CD-R 5部

(2) 報告書等作成の仕様

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2023年12月)」を参照する。ファイナルレポートは製本とし、ファイナルレポート以外は簡易製本(ホッチキス止めでも可)とする。

(https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/consultant_guideline_202312.pdf)

(3) 報告書等作成に係る留意事項

- ① 報告書等はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書等全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号当の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- ② 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情

報については、その出典を明記すること。

- ③ 報告書2)～5)の巻頭には要約を含めること。要約は、単位報告書本文を要約するのではなく、一読してプロジェクトの成果が分かるように記載すること。
- ④ 報告書1)～5)には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ⑤ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が用意に行えるよう工夫すること。

(4)その他の提出物

1)業務計画書

記載事項:共通仕様書第6条の規定に基づく

提出時期:契約締結から起算して10営業日以内

部 数:データ1式(和文)

2)コンサルタント業務従事月報

記載事項:共通仕様書第7条の規定に基づき、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期:翌月10日まで

部 数:データ1式(和文)

3)議事録等

MCWDとの主たる調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。

また、JICA及びプロジェクトチームが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICA事務所と開催したミーティングについても同様とする。

4)収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リスト添付のうえ、JICAに提出する。

5)調査用資機材等取得明細表

調査用資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)にJICAに提出する。

6)業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項:

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容(調査)
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容(技術移転)
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、調査体制等)
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料:

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ 調査用資機材実績(引渡リスト含む)
- ⑤ JCC議事録等
- ⑥ その他調査活動実績

提出時期:業務終了時

部数:和文2部(簡易製本)、CD-R 2部

7)モニタリングシート

記載事項:業務進捗状況の報告

提出時期:プロジェクト開始後、半年に1回

部数:英文(電子データ)

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	水質調査	包括的M/P対象地域における地下水、排水路、河川及び海域の水質調査	4回	定額計上
2	河川流量調査	包括的M/P対象地域における排水路及び河川の水質及び流量調査	4回	定額計上
3	住民意識調査・社会調査	包括的M/P対象地域における汚水管理並びに環境保全に係る市民意識、支払い意思額の調査	1回	定額計上
4	測量調査	標高点測量調査等	2回	定額計上

5	環境社会配慮調査	フィリピンにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握や優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング結果(重要と思われる環境社会影響項目の範囲及び予測・評価方法案)の作成、緩和策及びモニタリング計画の検討に必要な調査	2回	定額計上
6	基礎情報収集調査・業務調整	包括的M/P対象地域において収集された情報の整理・調整	1回	定額計上
7	土質調査	包括的M/P対象地域における土質調査	1回	定額計上
8	広報動画作成	本プロジェクトの成果の概要及びアピールポイントをわかりやすく示す広報動画の作成	1回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：（和名）下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト

（英名） The Project for Master Plan Study on Comprehensive Sewage System Development

2. 事業の背景と必要性

（1） 当該国における下水セクター／メトロセブの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピン政府は、2004年に水環境改善を目的とした水質浄化法（Clean Water Act）を制定した。2010年には同法令に基づいて、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways。以下、「DPWH」という）が国家下水道・腐敗槽汚泥管理計画（National Sewerage and Septage Management Program。以下、「NSSMP」という）を策定し、地方自治体等による下水・腐敗槽汚泥処理を推進している。同計画ではメトロマニラを除く17の高度都市化都市（Highly Urbanized Cities。以下、「HUC」という）での下水道整備を進めることとしており、地方自治体が下水処理施設を整備するための補助金制度を設けている。しかしながら、フィリピン国における下水道接続人口率は4%（UNICEF/WHO、2019年）⁴と低い状況である。他方で、天然資源環境省は2016年に公共用水域への放流水質基準”Water Quality Guidelines and Effluent Standards of 2016”を定め、水質汚濁対策の強化を図っている。過去では2018年4月に観光地であるボラカイ島において海域の水質汚染を理由に同島への観光客の立ち入りが半年間禁止され下水道整備の拡張などの水質改善対策が求められる事態となるなど水環境保全に対する取組が活発化している。

フィリピン共和国中部に位置するメトロセブは、セブ州のうちセブ市を含む7市6町から構成されるフィリピン第2の都市圏で、人口約317万（2020年）⁵を擁する経済の中心地である。現在、観光業、BPO⁶及びIT産業等を主要産業として経済成長を続けており、2050年には人口が500万人を超える見込みである。このメトロセブにおいて、JICAは横浜市と連携した都市開発計画に関する取り組みを実施している。2013年には2050年までのメトロセブの包括的な開発戦略・政策・開発目標を示す「メガセブ・ビジョン2050」の策定支援⁷、さらに同ビジョン実現のためのアクションプランである「メガセブ・ロードマップ2050」（以下、「ロードマップ」という）の策定支援⁸を実施した。このロードマップは2015年に国家経済開発庁（National Economic and Development Authority。以下「NEDA」という）投資調整委員会でメトロセブの都市

⁴ Progress on household drinking water, sanitation and hygiene 2000-2017, UNICEF/WHO, 2019

⁵ Census of Population (POPCEN 2020), Philippine Statistic Authority, 2020

⁶ Business Process Outsourcing。アウトソーシングの一種で、業務プロセスをまとまった単位で継続的に外部の専門的な企業に委託すること。

⁷ 「フィリピン国メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査」（2013年3月、JICA）

⁸ 「フィリピン国メトロセブ持続的な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」（2015年6月、JICA）

開発計画として承認され、現在のメトロセブの都市開発のガイドラインとなっている。

メトロセブの水環境及び汚水管理の現状としては、メトロセブに位置する3つのHUC（Cebu、Mandaue、Lapu-Lapu）では下水道は整備されておらず、また、メトロセブ全体においても地方自治体による下水・腐敗槽汚泥処理は適切に行われていない状況であり、水環境の水質汚濁や水系感染症が確認されている。既存の調査（2015、JICA）⁵では、メトロセブの河川及び沿岸域では多くの測点で環境基準を満たしていない状況であり、地下水からは硝酸性窒素、大腸菌が検出されており、未処理の汚水による地下水汚染が懸念されている。また、メトロセブの400世帯を対象に行った調査⁵では、調査対象の約2割の世帯で汚染水を原因とした下痢、赤痢、皮膚病などの疾病の経験があることが報告された。加えて、400世帯中7%がトイレを有しておらずトイレを有する世帯においても川に直接放流している状況が確認された。こうした現状に対して、ロードマップでは下水分野の開発の方向性として、適切な汚水処理の人口普及率を、2030年で50%以上、2050年で90%以上とする開発目標を掲げ中長期的には下水道の整備を進めることとした。また、短期的には水環境の水質改善のために最低限必要な事業として、コストが比較的安く短期間で実施可能な腐敗槽⁹汚泥処理施設の整備をあげ優先プロジェクトと位置付けた。

ロードマップに基づいて、メトロセブ水道区¹⁰（Metropolitan Cebu Water District。以下、「MCWD」という）は横浜市と連携してJICA自治体連携無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥処理計画」（2019年7月E/A締結）により腐敗槽汚泥処理事業を進めている。他方で、中長期的な目標としている下水道整備に関しては、ロードマップでは既存資料に基づき施設整備等のインフラ整備に係る検討がなされているものの、現地調査に基づく詳細な施設整備の検討並びに組織体制及び資金調達手法などの組織・制度面、財務面での検討、及びこれらの中長期的な計画の策定が課題となっている。加えて、フィリピン政府の水環境保全に対する取組が昨今活発化しているなか、メトロセブは観光への経済依存度が大きく同地域で持続的な開発の実現を担保するための衛生改善及び水質汚濁対策が必要である。また、フィリピン政府はNSSMPの補助金制度の利用促進のため制度の見直し・拡充を行っているものの下水道整備は進んでいない現状であり、HUCにおける下水道整備を進めるためのモデルとなる事例をセブで示すことができれば、他都市への水平展開にも寄与することが出来る。

本事業は、HUCを含むメトロセブにおいて、中長期的な観点で下水道整備のための施設整備計画、組織体制計画、及び維持管理計画を包括的に定めたマスタープランを策定し、MCWDの汚水管理に係る計画策定能力を強化するものであり、当国のNSSMP及び当地域のロードマップに掲げた目標に合致するものである。

（２） 下水セクター／メトロセブに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業

⁹ 途上国で用いられることの多い汚水処理施設。「セブティックタンク」とも呼ばれ、各戸に設置される。水洗トイレからの汚水を槽内に貯留させて、沈殿分離及び嫌気性微生物（酸素がなくても増殖可能な微生物）による処理を行う。流出水は道路側溝などに排出される。腐敗槽に堆積した汚泥は定期的に引き抜く必要がある。

¹⁰ フィリピン国では「水道区（Water District）」は給水サービスを提供する水道事業体を示す。また、水道区は給水サービスを提供する区域内においては下水道事業及び腐敗槽汚泥管理事業を実施することができる。

の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2018年4月）では、重点分野（2）「包摂的な成長のための人間の安全保障の確保」として、「上下水、廃棄物処理を含む環境問題」の克服が掲げられており、本事業は同国別開発協力方針に沿ったものである。

JICAのグローバル・アジェンダ「環境管理（JICAクリーン・シティ・イニシアチブ）」のクラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」は、汚染対策策定・実施を担う主体の、運営や計画策定等の能力を強化、また汚水処理施設の整備等を掲げており、本事業の方向性と合致する。

また、本事業は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を具現化するものであるとともにフィリピンの質の高い成長を後押しするものである。加えて、本事業は、各家庭の汚水及び汚泥を処理し、公共用水域の水質を改善することから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という）のゴール6「安全できれいな水とトイレを世界中に」等の達成に寄与するものである。

（3） 下水セクター／メトロセブにおける他の援助機関の対応

ADBは技術支援「Urban Water Supply and Sanitation Project」（2011～2014年）においてメトロセブ水道区における給水及び衛生施設へのアクセス改善を目的として上下水道インフラ整備に係る2030年までの計画を策定した。ADBはこの計画に基づきMCWDの配水管拡張事業への融資を準備していたが、フィリピン国財務省はMCWDのように地方銀行の融資を受けている「業績の良い」水道事業体に対して公的融資を投入することに消極的であり、ADBによるMCWDへの融資を承諾しなかったため事業実施には至らなかった。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、メトロセブにおいて、汚水の集中型及び分散型処理並びに腐敗槽汚泥処理を含めた下水道整備のための包括的なマスタープラン（以下、「包括的M/P」という）の策定、下水道整備事業のための資金調達手法の提案及び優先プロジェクトのプレ・フィービリティ調査（以下、「Pre-F/S」という）を行うことにより、同地域の衛生改善及び水質汚濁対策に寄与する。

（2） 総事業費： 3.5 億円

（3） 事業実施期間： 2024年10月～2027年10月を予定（計36カ月）

（4） 事業実施体制

（和名）メトロセブ水道区

（英名）Metropolitan Cebu Water District（MCWD）

（5） インプット（投入）

1） 日本側

①調査団員派遣（合計約53 P/M）：（各分野1名、計11名）

- ・ 業務主任者／総合的汚水処理計画
- ・ 下水道計画／管きょ計画
- ・ 腐敗槽汚泥収集計画

- ・ 汚水処理施設計画／腐敗槽汚泥処理施設計画／汚泥資源利活用計画
- ・ 施設設計
- ・ 運営・維持管理計画
- ・ 施工・調達計画／積算
- ・ 組織運営・制度
- ・ 経済・財務分析
- ・ 自然状況調査
- ・ 環境社会配慮／住民啓発

②研修員受け入れ

- ・ 本邦研修及び／又は第三国研修（受入分野：汚水管理）

③その他

- ・ 調査業務を遂行するための資機材
- ・ 現地再委託調査

2) フィリピン国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：汚水管理

対象規模：MCWDが事業を実施している区域に含まれる8地方自治体

Talisay、Cebu、Mandaue、Consolacion、Liloan、Compostela、Lapu-Lapu及びCordova

対象地域の面積及び人口：面積約702km²、人口約252万人¹¹（2020年時点）

裨益者：MCWDの職員、対象地域の住民、ホテル業、ショッピングモール等の事業者

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥管理計画」（2019年7月E/N署名）では、MCWDが所管する6自治体を対象として、腐敗槽汚泥処理施設の建設及び腐敗槽汚泥収集車両の導入並びにメトロセブ水道区の汚泥処理に係る運営体制の構築を支援する計画である。G/A締結後37か月の協力期間を予定している。現在、コロナ禍の影響等により先方負担の履行が進んでおらずG/A締結に至っていない。本事業では、無償資金協力事業の進捗状況を確認しつつ、包括的M/P策定における施設整備計画等の前提条件として考慮する。

2) 他援助機関等の援助活動：該当なし

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B

¹¹ MCWDが事業を実施している区域に含まれる8地方自治体（Talisay、Cebu、Mandaue、Consolacion、Liloan、Compostela、Lapu-Lapu及びCordova）の人口

② カテゴリ分類の根拠：事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本調査にて確認

④ 汚染対策：本調査にて確認

⑤ 自然環境面：本調査にて確認

⑥ 社会環境面：本調査にて確認

⑦ その他・モニタリング：本調査にて確認

※上記③～⑦の記載内容は本事業を通じて確認する。詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成した。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国等の基本的な合意を得た。

2) 横断的事項

① 貧困層への配慮

本事業では污水管理に係る料金制度を検討することから、貧困世帯が安全な衛生施設へのアクセスから排除される等の負の影響がでないよう、社会経済状況及び支払い意思額（どの程度の料金までなら支払ってよいか）の調査を実施する。また、クロス・サブシディ¹²の導入等、財務的な持続可能性と貧困層への配慮の両立に向けた適切な対策を検討する。

② 気候変動対策

本事業は、電力消費を含む下水汚泥処理施設から発生する温室効果ガス排出削減の取り組み及び、下水道施設等の持続的運営及び安全性向上のため、気候変動の影響により悪化が予想される下水道施設等からの悪臭や下水道施設等の浸水被害に対する取り組みの必要性を検討する。よって、本事業は気候変動対策（緩和及び適応策）に資すると位置づけられる。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容/分類理由>

本事業では、衛生意識の向上、污水管理の理解促進に係る住民啓発の実施に係る計画を検討する予定である。このため、住民に対するヒアリング調査、情報公開、啓発活動、住民との合意形成などの実施に関して、ジェンダーの視点に立った取り組みを、包括的M/Pに反映する。

(9) その他特記事項：該当なし

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

¹²不採算部門のコストを採算部門の価格に上乗せすることで補完する補助制度。貧困層への配慮の観点からは、污水管理に係る料金設定にあたって貧困世帯には料金の減額・免除を設ける一方で、高所得者には料金の上乗せを行うことで減額・免除に伴う減収分を補完する制度を想定している。

メトロセブにおける包括的M/Pに基づき事業が実施されるとともに運営・維持管理体制が構築され、同地域の衛生環境及び水質汚濁が改善される。

(2) アウトプット

成果1：メトロセブにおける包括的M/Pを策定するにあたり必要な基礎情報が整理される。

成果2：メトロセブにおける汚水の集中型及び分散型処理並びに腐敗槽汚泥処理を含めた包括的M/Pが策定される。

成果3：包括的M/Pで選定された優先プロジェクトの資金調達手法が提示される。

成果4：包括的M/Pで選定された優先プロジェクトのPre-F/Sが実施される。

成果5：MCWDの汚水管理に係る計画策定能力が強化される。

(3) 調査項目

1) 汚水管理に係る基礎情報の収集・整理及び調査・分析

- a. メトロセブにおける自然条件及び社会経済条件
- b. メトロセブにおける関連計画
- c. メトロセブにおける地下水、河川及び海域の水質、汚濁負荷源
- d. 汚水管理に係る関連法制度・規則、国家計画・戦略
- e. 汚水管理に係る組織及び組織体制
- f. 汚水管理に係る既存施設
- g. 分散型汚水処理及び腐敗槽汚泥管理の現状と動向
- h. 処理水の再利用、汚泥の有効利用の現状と動向
- i. 汚水管理及び環境保全に係る市民意識向上に向けた取組み
- j. 汚水管理及び環境保全に係る市民意識、支払い意思額
- k. 実施機関の経済・財務分析
- l. 上下水道セクターにおける資金調達手法
- m. 汚水管理に係る課題の整理

2) 包括的M/Pの策定

- a. 基本方針、目標、対象区域及び計画基本諸元の設定
- b. 汚水の収集及び処理方法の検討
- c. 汚水処理施設整備による公共用水域の水質改善効果の予測評価、モニタリング調査計画の策定
- d. 代替案を含む包括的 M/P の比較検討
- e. 包括的 M/P（長期計画、中期計画）、実施計画（3カ年行動計画）の策定
- f. 概算事業費の算定
- g. 戸別接続促進、下水道接続の基準及び手続きの検討
- h. 工場・事業場排水の処理及び下水道接続基準・手続きの検討
- i. 集中型汚水処理区域における段階的整備方法の検討
- j. 汚泥管理の改善、分散型汚水処理施設の設置及び維持管理の検討
- k. 汚水管理に係る料金制度の検討
- l. 組織制度整備計画、人材育成計画、運転維持管理計画、資産管理計画の策定
- m. 汚水処理施設整備及び運転維持管理に係る財務計画の策定

- n. 計画の実施に係る条例、手続き、自治体を含む実施体制の検討
 - o. 包括的 M/P（長期計画、中期計画）の見直しに係る手続き及び実施計画（3カ年行動計画）の更新に係る手続きの検討
 - p. 環境社会配慮の検討（戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討）
 - q. 住民啓発の検討
 - r. 優先プロジェクトの選定
- 3) 下水道整備事業のための資金調達手法の検討
- a. フィリピン国補助金制度、PPP¹³等の民間資金導入、国際機関からの借入の検討
 - b. 資金調達に係る関係機関の役割分担の検討
 - c. 優先プロジェクトの資金調達手法の提案
 - d. 優先プロジェクトの資金調達に係る申請資料の作成
- 4) 優先プロジェクトのPre-F/Sの実施
- a. 追加情報の収集整理
 - b. 地形・地質調査の実施
 - c. 概略設計の実施
 - d. 施工計画・調達計画の策定
 - e. 維持管理計画の策定
 - f. 事業費の算定
 - g. 経済・財務分析
 - h. 実施スケジュールの作成
 - i. 環境社会配慮の実施支援（優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコアリング結果（重要と思われる環境社会影響項目の範囲及び予測・評価方法案）の作成、緩和策及びモニタリング計画の検討）
 - j. 関係機関による協議の実施支援
- 5) 汚水管理に係る計画策定能力の強化
- a. 本事業の知見に基づく「下水道整備事業の手引き（仮）」の作成及び共有
 - b. 職員の OJT の実施
 - c. 本邦研修及び／又は第三国研修の実施
 - d. 定期的な情報共有の実施
 - e. ワークショップの実施

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし
- (2) 外部条件
 - 1) 政策的要因：汚水管理に関する国家政策や市の政策が大きく変化しない。
 - 2) 組織・行政的要因：関係省庁・機関の体制・権限が変更されない。

¹³ Public Private Partnership。官民連携。民間の資金やノウハウを活用した公共施設等の社会基盤インフラの整備、効率的な運転・維持管理を行う手法

- 3) 自然・社会的要因：甚大な自然災害や感染症の蔓延、経済不況等、計画の前提となる経済・社会状況が、外的要因により大きく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

セネガル国「カオラック市下水・排水・廃棄物処理プロジェクト」（2011年11月～2013年10月）の事後評価（評価年度2018年）では、当該事業で策定したマスタープランが実施に移されていなかったことから、事業実施の可能性を高めるためにはマスタープランに具体的な資金調達のための戦略を含める必要があるとの教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

本事業では、フィリピン国補助金制度、PPP等の民間資金導入、政策金融プログラム及び国際機関からの借入などを含めた資金調達手法の情報収集・整理を行い、包括的M/Pに基づく下水道整備事業を実施するための具体的な資金調達手法の検討及び提案を行う。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、メトロセブにおける汚水の集中型及び分散型処理を含めた下水道整備事業のための包括的M/Pの策定、資金調達手法の提案及び優先プロジェクトのPre-F/Sの実施を通じて、同地域の衛生改善及び水質汚濁対策に資するものであり、SDGsゴール6「安全できれいな水とトイレを世界中に」等の達成に貢献すると考えられることから、本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

(提案計画の活用状況)

- ・本事業で策定された包括的M/Pの承認に向け、フィリピン側で審議が行われている。
- ・MCWD及びLGUsによって優先プロジェクトの実施に向け、予算の確保が検討されている。
- ・優先プロジェクトのうち、着手が見込まれる案件が確認できる。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3か月以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

共通業務内容

1. 業務計画書およびインセプションレポートの作成／改定

- 受注者は、インセプションレポートを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年間活動計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: 汚水管理に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／○○)格付の目安(2号)

① 対象国及び類似地域: フィリピン国及び東南アジア地域

② 語学能力: 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年10月より業務を開始し、2024年11月を目途にインセプションレポートを提出し、2025年4月を目途にプログレスレポートを提出する。2026年4月にインテリムレポートを提出し、2027年8月にドラフト・ファイナルレポートを提出し、2027年9月までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 55.88 人月

本邦研修（または本邦招へい）を含む場合、以下を追加：「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.4を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 全74回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

<基礎情報調査時>

- 水質調査
- 河川流量調査
- 住民意識調査／社会調査
- 測量調査(1)

<包括的 M/P 策定時>

- 環境社会配慮調査(1)

<Pre-F/S 実施時>

- 測量調査(2)
- 土質調査
- 環境社会配慮調査(2)

<その他>

- 基礎情報収集調査/業務調整
- 広報用動画作成

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査時の協議議事録(M/M)

- 討議議事録(R/D)
- 詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

- ① 「セブ都市圏上水道及び衛生改善計画調査ファイナルレポート」(2010年8月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253869.html>)
- ② 「メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2013年3月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009186.html>)
- ③ 「メトロセブ水道区上水供給改善計画準備調査報告書」(2014年2月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014423.html>)
- ④ 「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査最終報告書」(2015年6月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022000.html>)
- ⑤ 「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業業務完了報告書」(2016年1月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026559.html>)
- ⑥ 「マニラ西首都圏下水にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2016年9月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030408.html>)
- ⑦ 「フィリピン共和国 PPP ハンドブック」(2017年12月)
(1000035540.pdf (jica.go.jp))
- ⑧ 「メトロセブ水道区汚泥管理計画準備調査報告書」(2019年6月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040810.html>)
- ⑨ 「ダバオ下水道整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」(2020年3月)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044148.html>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(クメール語⇔英語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務に先立ち JICA 海外渡航管理システム「トコカン」(業務開始後別途詳細案内予

定)に渡航予定の業務従事者及び渡航計画を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情報については、JICA フィリピン事務所や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と綿密に連絡をとるよう留意する。第2章第3条2.(16)安全対策の対応も行うこと。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

228,280,000円(税抜)

なお、定額計上分 108,943,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません

ん。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4)定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	各種調査	-	90,000,000円	再委託関係費一式 (以下、調査内訳)	再委託
		水質調査		(6,000,000円)	
		河川流量調査		(6,000,000円)	
		住民意識調査・ 社会調査		(6,000,000円)	
		測量調査		(55,000,000円)	
		環境社会配慮 調査		(10,000,000円)	

		基礎情報収集 調査・業務調整		(4,000,000円)	
		土質調査		(3,000,000円)	
2	広報動画作成		500,000円		
3	本邦研修にか かる経費		14,443,000円	報酬：(12,443,000円) ・事前業務1回あたり 3号0.4人月及び5号 1人月で想定、提案は 認めない ・同行（現時点では1 回あたり3号0.7人月： 研修内容を踏まえ提 案、見直し可） 直接経費： (2,000,000円)	報酬 国内業 務費
4	翻訳		4,000,000円	各種資料を現地語文 英訳するにかかる費 用	一般業 務費- 資料等 翻訳費

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	(6)	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2)要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者</u> /○○	(25)	(10)
ア)類似業務等の経験	12	5
イ)業務主任者等としての経験	5	2
ウ)語学力	5	2
エ)その他学位、資格等	3	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u> /○○	(-)	(10)
ア)類似業務等の経験	-	5
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	2
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(5)